

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 8 月 8 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1800033号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1800020号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年6月30日から同年11月1日まで

私は、A社に昭和34年10月1日から昭和35年10月31日まで勤務していたが、同社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、昭和35年11月1日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社において、昭和35年10月31日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主も亡くなっており、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚に照会を行ったものの、請求者のA社における在籍時期等について具体的な証言を得ることはできず、請求者の請求期間における勤務実態等について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、請求者の資格喪失日は昭和35年6月30日と記載されており、オンライン記録と一致している上、遡及して訂正されるなど不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。